

職員の違法行為 内部告発

18.3.8
神戸

公益通報制度を導入

06年度に姫路市

姫路市は七日、職員

の違法行為を内部告発できる「公益通報（コンプライアンス）制度」を、二〇〇六年度の早い時期に導入する方針を示した。外部の弁護士などによる第三者機関も設け、通報内容の検証や改善指導を

する。

食品の偽装表示や自動車のリコール隠しなど、企業の不祥事が内部告発で相次いで発覚したことを受け、国は二〇〇四年、公益通報者保護法を制定。四月施行に合わせ、自治体も条例化や要綱づ

くりを進めている。

同制度では、助役や総務局長、交通と水道事業の管理者らでつくる市内の公益通報委員会と、弁護士による第三者機関を

設け、電話や手紙、電子メールで内部告発を受け

付ける。法律違反や裁量権の逸脱があれば、関係課に改善を指導し、人事課の賞罰委員会て処分内

容を決める。

現在、要綱策定を進めており、匿名通報の扱いについては検討中。年間の通報件数や内容は公表する予定。市人事課は「違法行為の抑止効果も期待でき、公正、公平な事務執行に努めたい」としている。（佐々木道哉）